

速度取締り指針

市川警察署の速度取締り重点

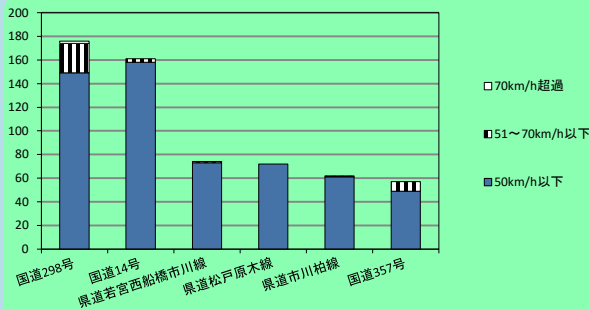
令和3年7月
市川警察署

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道14号 国道298号	18:00～20:00	市川地区 国分地区	50km/h 60km/h

☆ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

市川警察署管内における交通事故実態

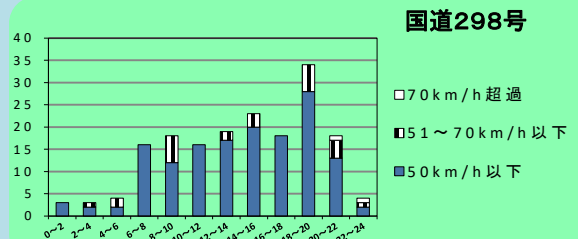
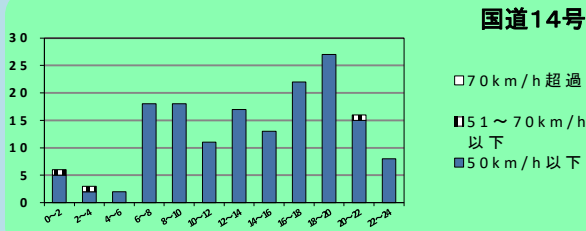
主な路線別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年)



- ◎主な路線別に過去3年の人身事故発生状況を比較すると国道14号及び国道298号での発生が多い。
- ◎国道298号では、危険認知速度が70km/hを超える人身事故が発生している。
- ◎若宮西船橋市川線、市川柏線は片側1車線道路で危険認知速度が51～70km/hの人身事故が発生している。
- ◎松戸原木線は片側1車線道路で交通量が多いため渋滞も発生しやすく大型車の通行も多い。

国道14号・国道298号における時間別・危険認知速度別人身事故発生状況(過去3年)

◎過去3年間の国道14号及び国道298号における時間別事故発生状況を分析すると、18時～20時の時間帯に事故が多く発生している。国道298号では20時～24時に危険認知速度が70km/h超過の事故が発生している。



その他の交通指導取締り要点

- ◎小学校付近の通学路において、通学時間帯である朝と夕方を重点的に可搬式オービスを使用した速度取締りを徹底します。
- ◎交通事故に直結する交差点関連の交通違反(信号無視、一時不停止、歩行者妨害)等の指導取締りを強化します。
- ◎悪質な自転車運転者に対する指導取締りを強化します。